

一般用医薬品の販売に必要な在庫管理・品質管理・購入者及び医薬品情報の取扱い等についての調査

まとめ		
項目	遠隔の条件	
医薬品の管理	医薬品の採用	採用（地域の需要、医薬品の特性や当該店舗での販売体制等を踏まえ、どの医薬品を導入するかの判断）、には専門家の判断が必要であり、遠隔で業務を行うためには、判断のためのデータ（医薬品の情報、在庫や販売の状況のデータ、医薬品の流通状況など）が遠隔でも容易に入手できることが必要。
	医薬品の発注、納品、検収	専門家が地域の需要に応じて作成した発注計画に基づき、あるいは定常的に在庫を補充するなどの発注、納品、検収については、正確に行われている限り薬学の専門的知識は不要であるが、正確性を期する措置（例えば、検収はバーコードを読み取るなど機械的に厳格なチェックをするなど）を講じることが必要。また、災害時など緊急時の発注が生じる際には、専門家が医薬品の需要や供給の情報などを入手でき、遠隔でも発注できる状況を確保することが必要。
	医薬品の保管・管理	医薬品の特性に応じた管理（品質管理・法的な観点からの管理）が必要であるため、専門家が個々の医薬品の保管条件・管理方法をあらかじめ定め、それが確実に守られるシステムを構築することが必要。保管・管理が的確になされているかを担保するため、専門家が定期的に棚卸しなどでチェックを行ったり、専門家が遠隔でも保管・管理状況を確認できるような方策を講じることが必要。
	入在庫・陳列	店頭在庫の補充や新規陳列などにおいて、あらかじめ専門家が決めた場所に決めた量を正確に配置する限り、専門家の判断は不要であるが、正確性を期する措置（例えば、出庫時・配置時にはバーコードを読み取るなど機械的に厳格なチェックをするなど）を講じることが必要。
	医薬品情報の収集・管理	遠隔でも概ね実施が可能。
イレギュラー	事故対策	手順書を定め、専門家が判断できる情報を入手するためのシステムが必要。
	不良品発見時の対応	手順書を定め、必要に応じ専門家が確認・対応できるシステムを構築しておくことが必要。
	副作用等の発生時	覚知した内容について報告等を行うことは、遠隔でも実施可能。
	医薬品の回収等の対応	専門家の指示に基づき、正確に行う限り、専門家以外の従業員が行うことに問題はないが、該当する医薬品を的確に特定するためのシステムの構築が必要。
	医薬品の回収等の記録	専門家の指示の下、手順書を定め、正確性を期せば、必ずしも専門家が直接行うことは必要ない。
従業員	店舗内従業員の管理	全ての従業員が手順書に基づき正確に業務を行えるよう、綿密な研修の実施や、専門家による定期的な確認等が必要。
	研修等	遠隔でも概ね実施が可能。
対人業務	需要者対応（情報提供・相談対応等）	遠隔でも確実に行うためのシステムの構築が必要。
	地域サービスの提供	専門家の判断が必要ない範囲においての対応を手順書等に定め、専門家の判断・対応が必要な部分は遠隔で専門家が行うなど工夫して対応することが必要。
災害	災害対応	実地が必要。緊急時対応なので、今回の検討からは除く。